



那覇市

2024年 6月改定版

注意!

事業活動に伴うごみは、家庭のごみとして出すことはできません。

(ごみの量や営利・非営利に関わらず、一般家庭のごみ以外は、事業系ごみとなります。)

事業系ごみの正しい分け方・出し方

* 事業系ごみの排出者は、廃棄物を自らの責任において正しく分別し、適正に処理する義務があります。

● 産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者へ処理を委託するか、又は、自ら産業廃棄物処理施設へ搬入してください。

● 一般廃棄物は、那覇市一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、又は、自ら那覇・南風原クリーンセンターへ搬入して下さい。

廃棄物の区分

産業廃棄物

● 産業廃棄物とは 事業活動（公共事業等の非営利活動を含む）に伴って排出される廃棄物のうち、法律で定められた21種類の廃棄物をいいます。

① 燃えがら



石炭がら、焼却炉の残灰、その他の焼却残渣等

② 汚泥



グリーストラップ、ビルビッド汚泥、工場排水や製造工程で排出される泥状のもの

③ 廃油



鉱油性油、動植物性油、潤滑油、洗浄油等

④ 廃酸



廃硫酸、廃塩酸、すべての酸性廃液等

⑤ 廃アルカリ



すべてのアルカリ性の廃液

⑥ 廃プラスチック類



合成樹脂くず、合成繊維くず、固形状・液状のすべての合成高分子化合物

⑦ ゴムくず



生ゴム、天然ゴムくず等

⑧ 金属くず



鉄を主成分とする金属材料、又は、非鉄金属等

⑨ ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず



ガラスの破れ物、コンクリートの破片、陶磁器の破片等

⑩ 銅さい



高炉、転炉、電気炉の残渣等

⑪ がれき類



工作物の新築、改築、又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、レンガ破片等

⑫ ばいじん



工場の排ガスを処理して発生したばいじん

⑬ 紙くず



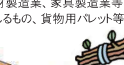
建設業、出版業、新聞業、製本業等から排出されるもの

⑭ 木くず



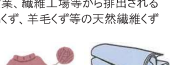
建設業、木材製造業、家具製造業等から排出されるもの、貨物用パレット等

⑮ 繊維くず(天然繊維)



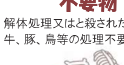
建設業、繊維工場等から排出される木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず

⑯ 動植物性残渣



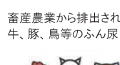
食料品、医薬品、香料製造業から排出される動植物に係る固形状の不要物

⑰ 動物系固形不要物



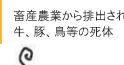
解体処理又は殺された牛、豚、鳥等の処理不要物

⑱ 動物の糞尿



畜産業から排出される牛、豚、鳥等のふん尿

⑲ 動物の死体



畜産業から排出される牛、豚、鳥等の死体

⑳ 産業廃棄物を処分するために処理したもの



航空機廃棄物、携帯廃棄物を除く

㉑ 輸入された廃棄物



航空機廃棄物、携帯廃棄物を除く

正しい分別は
ごみ減量の
第一歩!収集運搬業者
任せにしないで
ください!

ごみに関する お問い合わせ先(電話番号)

産業廃棄物	契約・マニフェスト等に関すること	環境政策課	098-951-3231
	収集運搬・処分業者の紹介等に関すること	(一社)沖縄県産業資源循環協会	098-878-9360
一般廃棄物	収集運搬業者、持ち込み等に関すること	環境政策課	098-951-3231

2024年6月改定

ホームページはこちら



●那覇市 環境政策課

那覇・南風原クリーンセンターの搬入時間

所在地	〒901-1105 島尻郡南風原町新川650番地		
	曜日	午前	午後
	毎週月曜日～土曜日	※年始1月1日～3日は搬入できません。	9:00～11:45 13:00～16:45



●那覇・南風原クリーンセンター

リサイクル可能な品目です。
正しく分別してリサイクルに取り組みましょう!

●一般廃棄物とは 産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。



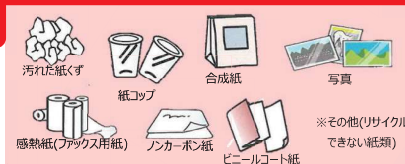
一般廃棄物

① 燃やすごみ

【市の処理施設】



那覇・南風原クリーンセンター



資源化できない紙(注1)

●従業員的生活活動に伴い排出される「弁当がら、お菓子の包装紙(ビニール製)、カップ容器等」に限り、一般廃棄物として排出することができます。



生ごみ(注2)



木製品(注3)

② 資源化物

【民間の再生処理施設】

処理業者一覧
※裏面参照

雑誌・雑がみ 機密文書 新聞紙 段ボール OA紙



草・木(注3)

〔「雑がみ」の例〕



お願い

○「雑がみ」は再資源化できません。燃やすごみに入れて、分別して資源化物として排出するをお願いします。

リサイクルを
分別して
お願いします!●処理業者一覧
●指定取引所
●特定窓口
※裏面参照

リサイクル対象品

① 家電4品目

お問い合わせ：販売店又は指定取引所（裏面）（有料）



② パソコン

お問い合わせ：各メーカー（有料）



③ 消火器

お問い合わせ：特定窓口（裏面）（有料）



(注1) 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビニルが塗布され、又は染み込んだものは、産業廃棄物に該当します。

(注2) 食品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物は、産業廃棄物に該当します。

(注3) 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの並びにポリ塩化ビニルが染み込んだものは、産業廃棄物に該当します。



古紙パルプ配合率60%再生紙を使用